



山形県公報

平成19年3月2日(金)
第1820号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則.....(総務課)...218

### 告 示

救急病院等の告示.....(健康福祉企画課)... 同  
 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....(保健業務課)... 同  
 結核予防法による指定医療機関の指定.....(同)...219  
 肥料の登録.....(エコ農業推進課)... 同  
 肥料の登録の有効期間の更新.....(同)... 同  
 肥料の登録の失効.....(同)...220  
 都市計画事業の変更の認可.....(都市計画課)... 同  
 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....(同)... 同  
 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....(同)...221  
 同.....(同)... 同  
 同.....(同)... 同  
 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による  
 通行方法.....(道路課)... 同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁建設総務課)...222

### 公 告

一般競争入札の公告.....(村山総合支庁総務課)... 同  
 同.....(同)...223  
 同.....(同)...224  
 同.....(置賜総合支庁総務課)...225  
 同.....(同)...226  
 同.....(情報企画課)...227  
 同.....(鶴岡乳児院)...228  
 大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)...229  
 平成19年度前期技能検定の実施.....(雇用労政課)...230  
 平成19年度随時実施技能検定の実施.....(同)...235  
 一般競争入札の公告.....(村山総合支庁家畜保健衛生課)...236  
 同.....(出納局)...237  
 同.....(教育委員会)...238  
 同.....(公安委員会)...239  
 同.....(同)...240  
 同.....(同)...241  
 同.....(同)...242  
 同.....(同)...243  
 同.....(病院事業局)...244  
 同.....(同)...245  
 同.....(同)...246

|   |       |       |        |
|---|-------|-------|--------|
| 同 | ..... | ( 同 ) | ...247 |
| 同 | ..... | ( 同 ) | ...248 |

## 規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第12号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和42年2月県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第12条第2項中「当該吏員」を「当該職員」に改め、同条第3項中「公益法人検査吏員証」を「公益法人検査職員証」に改める。

第14条第5号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第4号(表)中「公益法人検査吏員の証」を「公益法人検査職員証」に改め、同様式(裏)中「当該吏員」を「当該職員」に、「公益法人検査吏員証」を「公益法人検査職員証」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び第14条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

( 様式に関する経過措置 )

2 改正前の第12条第3項に規定する公益法人検査吏員証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同項に規定する公益法人検査職員証とみなす。

3 改正前の別記様式第4号による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 告 示

### 山形県告示第166号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称    | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|--------|------------------|-----------------------------|
| 西川町立病院 | 西村山郡西川町大字海味581番地 | 平成19年4月1日から<br>平成22年3月31日まで |

### 山形県告示第167号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地          | 辞 退 の 効 力<br>発 生 年 月 日 |
|-------------------|----------------|------------------------|
| 鈴 川 調 剤 薬 局       | 山形市花楸一丁目19番20号 | 平成18. 6.30             |



## 山形県告示第171号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 登録番号         | 肥料の種類                | 肥料の名称                 | 保証成分量(%)                          | その他の規格                             | 生産業者         |                             | 失効年月日          |
|--------------|----------------------|-----------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------|-----------------------------|----------------|
|              |                      |                       |                                   |                                    | 名称           | 住所                          |                |
| 山形県<br>第455号 | 混合有機<br>質肥料          | 有機3-8-<br>2           | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 8.0<br>加里全量 2.0 | 許有の(類)茶<br>有れ成公の<br>変分量と<br>含書最は格り | コーユ株式会<br>社  | 山形県酒田市松<br>美町13番地212        | 平成<br>18.12.11 |
| 山形県<br>第456号 | 蒸製骨粉                 | 20蒸製骨粉                | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量20.0             |                                    | 士門化製株式<br>会社 | 山形県酒田市大<br>字浜中字新林<br>1660番地 | 平成<br>18.12.12 |
| 山形県<br>第457号 | 肉骨粉                  | 810肉骨粉                | 窒素全量 8.0<br>りん酸全量10.0             |                                    | 同            | 同                           | 同              |
| 山形県<br>第458号 | 米ぬか油<br>かす及び<br>その粉末 | 油かす2.5-<br>7.0-2.5    | 窒素全量 2.5<br>りん酸全量 7.0<br>加里全量 2.5 |                                    | コーユ株式会<br>社  | 山形県酒田市松<br>美町13番地212        | 平成<br>19.1.12  |
| 山形県<br>第448号 | 混合有機<br>質肥料          | 油かす入りバ<br>イオ肥料コー<br>ユ | 窒素全量 3.0<br>りん酸全量 6.0<br>加里全量 2.0 | 許有の(類)茶<br>有れ成公の<br>変分量と<br>含書最は格り | 同            | 同                           | 平成<br>19.2.2   |

## 山形県告示第172号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
新庄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 新庄都市計画道路事業  
(2) 名称 3・4・5号関屋小檜室線
- 3 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間  
平成8年1月12日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第173号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 東根都市計画一般廃棄物処理施設  
(2) 名称 1号東根市外二市一町共立衛生処理組合一般廃棄物処理施設
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第174号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画準防火地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第175号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第176号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画下水道
  - (2) 名称 山形市公共下水道
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第177号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

なお、関係図面は、土木部道路課において平成19年3月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名      | 指定する区間           |                  |
|----------|------------------|------------------|
|          | 起点               | 終点               |
| 一般国道287号 | 東根市大字羽入字西野1019番1 | 東根市大字野田字七クボ648番1 |

- 2 指定する期日 平成19年4月1日
- 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上・縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上・縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

山形県告示第178号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高畠川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東置賜郡川西町大字中小松字田仲2504番1から<br>同 字八日町下2885番まで | 旧    | 60.0メートル<br>↓<br>6.5  | メートル<br>504 |
| 同 上                                       | 新    | 60.0メートル<br>↓<br>6.5  | 同 上         |
| 東置賜郡川西町大字中小松字田仲2504番1から<br>同 字八日町下2874番まで |      | 60.0メートル<br>↓<br>13.5 | メートル<br>518 |
| 東置賜郡川西町大字中小松字八日町東2464番から<br>同 字町裏2092番1まで |      | 8.0メートル<br>↓<br>6.0   | メートル<br>84  |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県村山総合支庁長 佐藤 洋 樹

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎 6階 603会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前9時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 ガソリン(JIS2号) 88,920リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 各給油所
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。
- (6) 村山総合支庁本庁舎から半径1キロメートル以内にフルサービスによる給油所を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

#### (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号023(621)8107

- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月13日(火)午後4時までに山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、軽油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県村山総合支庁長 佐藤 洋 樹

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎 6階 603会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 軽油(JIS規格)19,680リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 各給油所
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から1リットル当たりに係る軽油引取税を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額

をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1リットル当たりに係る軽油引取税を差し引いた金額の105分の100に相当する金額に1リットル当たりに係る軽油引取税を加えた金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。
- (6) 村山総合支庁本庁舎から半径1キロメートル以内にフルサービスによる給油所を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号023(621)8107
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月13日(火)午後4時までに山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、白灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県村山総合支庁長 佐藤 洋 樹

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎 6階 603会議室
- (2) 日 時 平成19年3月27日(火) 午前10時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 白灯油(JIS規格)100,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を中型ローリー車で納入すること。
- (3) 納入場所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁本庁舎
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税



に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号023(621)8107
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月13日(火)午後4時までに山形県村山総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動車ガソリンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県置賜総合支庁長 斉 藤 忠 男

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁502会議室
- (2) 日 時 平成19年3月22日(木) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 自動車ガソリン(JIS2号) 54,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、店頭渡しにて指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 店頭渡し
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を

入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県置賜総合支庁本庁舎から半径1キロメートル以内に給油所を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号0238(26)6006
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月9日(金)午後5時までに山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、軽油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県置賜総合支庁長 斉 藤 忠 男

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁502会議室
- (2) 日 時 平成19年3月22日(木) 午前10時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 軽油(JIS) 20,400リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、店頭渡しにて指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 店頭渡し
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額から1リットル当たりに係る軽油引取税額を差し引いた金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から1リットル当たりに係る軽油引取税額を差し引いた金額の105分の100に相当する金額

に1リットル当たりに係る軽油引取税額を加えた金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県置賜総合支庁本庁舎から半径1キロメートル以内に給油所を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係 電話番号0238(26)6006
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月9日(金)午後5時までに山形県置賜総合支庁総務企画部総務課予算係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、L G W A Nサービス提供設備賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁15階 e-ミーティングルーム
- (2) 日 時 平成19年3月16日(金) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
L G W A Nサービス提供設備賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年5月1日から平成24年4月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たし、使用目的に耐え得ることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課電子県庁システム調整担当  
電話番号023(630)2098

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書並びに山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書(以下「性能証明等」という。)を平成19年3月12日(月)午後3時まで提出すること。この場合において、性能証明等を提出した者は、入札日の前日までに性能証明等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県立鶴岡乳児院長 阿 部 善 孝

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市道形町49番6号 山形県立鶴岡乳児院ボランティア室
- (2) 日 時 平成19年3月26日(月) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 灯油(JIS) 60,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 鶴岡市道形町49番6号 山形県立鶴岡乳児院
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 鶴岡市内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市道形町49番6号 山形県立鶴岡乳児院庶務係 電話番号0235(22)1317

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月9日(金)午後4時までに山形県立鶴岡乳児院庶務係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成19年7月2日まで縦覧に供する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン米沢

米沢市下花沢二丁目5番41号

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

代表取締役 鶴羽 樹

その他は未定

#### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年10月14日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,312平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 242台
- (2) 駐輪場の収容台数 134台
- (3) 荷さばき施設の面積 211平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 123.95立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- イ マックスバリュ東北株式会社（A棟） 24時間
- ロ 株式会社ツルハ 午前10時 午後9時
- ハ マックスバリュ東北株式会社（B-2棟） 午前10時 午後9時
- ニ その他の小売業者 午前10時 午後9時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数

4か所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

## 8 届出年月日

平成19年2月13日

## 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成19年7月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成19年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 1級及び2級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                     |
|-----------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造       | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|           | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
|               | 高周波・炎熱処理作業                    |
| 機 械 加 工       | 普通旋盤作業                        |
|               | フライス盤作業                       |
|               | 平面研削盤作業                       |
|               | 円筒研削盤作業                       |
|               | ホブ盤作業                         |
|               | 数値制御旋盤作業                      |
|               | 数値制御フライス盤作業                   |
|               | マシニングセンタ作業                    |
| 放 電 加 工       | 数値制御形彫り放電加工作業                 |
|               | ワイヤ放電加工作業                     |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 金 属 プ レ ス 作 業                 |
| 鉄 工           | 構 造 物 鉄 工 作 業                 |
| 建 築 板 金       | 内 外 装 板 金 作 業                 |
|               | ダ ク ト 板 金 作 業                 |
| 仕 上 げ         | 治 工 具 仕 上 げ 作 業               |
|               | 金 型 仕 上 げ 作 業                 |
|               | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 切 削 工 具 研 削   | 工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業     |
| ダ イ カ ス ト     | コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業       |
| 産 業 車 両 整 備   | 産 業 車 両 整 備 作 業               |
| 光 学 機 器 製 造   | 光 学 ガ ラ ス 研 磨 作 業             |
| 建 設 機 械 整 備   | 建 設 機 械 整 備 作 業               |

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 家具製作     | 家具手加工作業         |
|          | いす張り作業          |
| 建具製作     | 木製建具手加工作業       |
|          | 木製建具機械加工作業      |
| 印刷       | オフセット印刷作業       |
| プラスチック成形 | 射出成形作業          |
| 石材施工     | 石張り作業           |
| とび       | とび作業            |
| 左官       | 左官作業            |
| タイル張り    | タイル張り作業         |
| 畳製作      | 畳製作作業           |
| 防水施工     | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 |
|          | アクリルゴム系塗膜防水工事作業 |
|          | セメント系防水工事作業     |
|          | シーリング防水工事作業     |
|          | F R P 防水工事作業    |
| 内装仕上げ施工  | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
|          | 鋼製下地工事作業        |
|          | ボード仕上げ工事作業      |
| 熱絶縁施工    | 保温保冷工事作業        |
| サッシ施工    | ビル用サッシ施工作業      |
| 表装       | 表具作業            |
|          | 壁装作業            |
| 塗装       | 建築塗装作業          |
|          | 金属塗装作業          |



|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 広 告 面 ペ イ ン ト 仕 上 げ 作 業   |
|               | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業 |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業           |

## (2) 3級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                       |
|---------------|-------------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業               |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                   |
| 鑄 造           | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業               |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業                 |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業   |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業           |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                   |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業                 |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業               |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業           |
| 建 築 板 金       | 内 外 装 板 金 作 業                 |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 機 械 保 全       | 機 械 系 保 全 作 業                 |
|               | 電 気 系 保 全 作 業                 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| と び           | と び 作 業                       |
| 左 官           | 左 官 作 業                       |
| 内 装 仕 上 げ 施 工 | プ ラ ス チ ッ ク 系 床 仕 上 げ 工 事 作 業 |
|               | 鋼 製 下 地 工 事 作 業               |

|                                 |   |                                                               |
|---------------------------------|---|---------------------------------------------------------------|
|                                 |   | ボ<br>ー<br>ド<br>仕<br>上<br>げ<br>工<br>事<br>作<br>業                |
| 塗                               | 装 | 金<br>属<br>塗<br>装<br>作<br>業                                    |
| 広<br>告<br>美<br>術<br>仕<br>上<br>げ |   | 広<br>告<br>面<br>粘<br>着<br>シ<br>ー<br>ト<br>仕<br>上<br>げ<br>作<br>業 |
| フ<br>ラ<br>ワ<br>ー<br>装<br>飾      |   | フ<br>ラ<br>ワ<br>ー<br>装<br>飾<br>作<br>業                          |

## (3) 単一等級

| 検<br>定<br>職<br>種           | 検<br>定<br>作<br>業                                                                                                                                                           |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 路<br>面<br>標<br>示<br>施<br>工 | 溶<br>融<br>ペ<br>イ<br>ン<br>ト<br>ハ<br>ン<br>ド<br>マ<br>ー<br>カ<br>ー<br>工<br>事<br>作<br>業<br><br>加<br>熱<br>ペ<br>イ<br>ン<br>ト<br>マ<br>シ<br>ン<br>マ<br>ー<br>カ<br>ー<br>工<br>事<br>作<br>業 |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区<br>分           | 期<br>日                                                                                                              | 場<br>所             |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実<br>技<br>試<br>験 | 平成19年6月11日(月)から同年9月16日(日)までの間<br>において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                              | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学<br>科<br>試<br>験 | 平成19年7月29日(日)<br>3級<br>園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、建築板金、仕上げ、<br>機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ<br>施工、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾                |                    |
|                  | 平成19年8月26日(日)<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、<br>光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、<br>サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理          |                    |
|                  | 平成19年9月2日(日)<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設<br>機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、<br>内装仕上げ施工、広告美術仕上げ                  |                    |
|                  | 平成19年9月9日(日)<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削<br>工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、<br>熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工 |                    |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成19年4月3日（火）から同月13日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課（電話023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成19年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）工場板金（機械板金に係るものに限る。）めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）電子機器組立て、電気機器組立て（回転電机组立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）工業包装

## (2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

## 4 受検手続

## (1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

## (2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2388)又は山形県職業能力開発協会(電話023(644)8562)に問い合わせること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、白灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県村山総合支庁産業経済部

家畜保健衛生課長 新 関 博 夫

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字漆山736 山形県村山総合産業経済部 家畜保健衛生課 研修室
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 白灯油(JIS規格)30,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 山形市大字漆山736 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 山形県村山総合支庁の所管区域に給油所を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字漆山736 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当 電話番号023(686)4410
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形市大字漆山736 山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当  
電話番号023(686)4410で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月7日(水)午後3時まで山形県村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課調達担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約解

除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県公報の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成19年3月22日(木) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 山形県公報 170,800頁
- (2) 調達をする物品の仕様等
  - イ 定期版 (年101回発行 年間予定数量 102,900頁)
  - ロ 号外版 (年80回発行 年間予定数量 67,900頁)
  - ハ イ及びロ以外の仕様については、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成20年3月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 各発行号ごとに山形県総務部総務課に納品する。
- (5) 入札方法 (2)のイ及びロごとの1頁当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町又は同郡中山町の区域に本社又は営業所を有すること。
- (6) 従業員数が20人以上であること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2720

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(2)のイ及びロごとの入札価格にそれぞれの年間予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書(以下「申請書」という。)を平成19年3月9日(金)午後1時まで山形県出納局経理課調達担当に提出すること。この場合におい

て、申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県立置賜農業高等学校長 長谷川 幸一

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 東置賜郡川西町大字上小松3723番地 山形県立置賜農業高等学校ゼミ室2
- (2) 日 時 平成19年3月22日(木) 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
A重油(JIS 1種1号) 102,000リットル
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 山形県東置賜郡川西町大字上小松3723 山形県立置賜農業高等学校地内  
本校舎15キロリットル(1基)、寄宿舎10キロリットル(1基)、温室490リットル(4基)
- (4) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積もり金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により公所長に競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 置賜総合支庁の所管区域に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていることが必要であるときは、その処分を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
東置賜郡川西町大字上小松3723番地 山形県立置賜農業高等学校事務室 電話番号0238(42)2101
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立置賜農業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月9日(金)午後4時までに4の契約に関する事務を担当する公所に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、宿直用等寝具類の賃貸借について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日 時 平成19年3月22日(木) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
宿直勤務等用寝具類の賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総額のうち12か月に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者であること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部厚生課 電話番号023(630)2930

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

## 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書を平成19年3月8日(木)午後4

時まで提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動車保管場所現地調査業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県知事 齋藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部201会議室(2階)
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
自動車保管場所現地調査業務 一式(約95,000件(平成19年度見込み件数))
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 県内一円
- (5) 入札方法 自動車保管場所現地調査1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 法人であり、山形県内に活動拠点となる主たる事業所があること。
- (5) 自動車保管場所現地調査の指示を受けた翌日まで自動車保管場所現地調査を完了するため、別表に掲げる履行場所ごとに、それぞれ同表に定める現地調査員数及び事務所数を確保していること。
- (6) 1年以上引き続き業として自動車保管場所現地調査業務又は同等の業務を営んでいる者であること。
- (7) 自動車保管場所現地調査業務を的確に処理する能力を有すること。
- (8) 自動車保管場所証明申請に関する業務を行う者及びこれと密接に関連している者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 役員が道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則



第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)、3の(7)及び3の(8)に係る登記事項証明書並びに3の(5)に係る現地調査員及び事務所一覧表並びに現地調査員が正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面(法定保険の加入状況を示した書面等)並びに3の(6)に係る契約履行実績一覧表並びに3の(7)、3の(8)及び3の(9)に係る財務諸表(申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表(1年分))並びに3の(7)、3の(8)に係る定款等並びに3の(10)に係る誓約書(以下「申請書等」という。)を平成19年3月9日(金)午後4時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動車保管場所データ入力等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部201会議室(2階)
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金)午後2時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
自動車保管場所データ入力等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 県内14警察署
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 法人であり、山形県内に活動拠点となる主たる事業所があること。
- (5) 速やかに「申請書類の受理に関する業務」、「データ入力に関する業務」、「標章等の交付に関する業務」及び「書類整理に関する業務」に対応できる体制であること。
- (6) 1年以上引き続き業として自動車保管場所データ入力等業務又は同等の業務を営んでいる者であること。
- (7) 自動車保管場所データ入力等業務を的確に処理する能力を有すること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (9) 役員が道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)及び3の(7)に係る登記事項証明書並びに3の(5)に係るデータ入力等職員一覧表及び正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面(法定保険の加入状況を示した書面等)並びに3の(6)に係る契約履行実績一覧表並びに3の(7)及び3の(8)に係る財務諸表(申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と賃借対照表(1年分))並びに3の(7)に係る定款等並びに3の(9)に係る誓約書(以下「申請書等」という。)を平成19年3月9日(金)午後4時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、パーキング・メーター管理及び手数料収納業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部201会議室(2階)
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午後3時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
パーキング・メーター管理及び手数料収納業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形市香澄町一丁目及び香澄町二丁目地内(通称大手門通り商店街)
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (3) 山形県競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (4) 法人であり、山形県内に活動拠点となる主たる事業所があること。
  - (5) 1年以上引き続き業としてパーキング・メーター管理及び手数料収納業務又は同等の業務を営んでいる者であること。
  - (6) パーキング・メーター管理及び手数料収納業務を的確に処理する体制及び能力を有すること。
  - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (8) 役員が道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれにも該当しないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形県松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)及び3の(6)に係る登記事項証明書並びに3の(5)に係る契約履行実績一覧表並びに3の(6)に係るパーキング・メーター管理人が正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面(法定保険の加入状況を示した書面等)並びに3の(6)及び3の(7)に係る財務諸表(申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と賃借対照表(1年分))並びに3の(6)に係る定款等並びに3の(8)に係る誓約書(以下「申請書等」という。)を平成19年3月9日(金)午後4時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日まで当該申請書等に關し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、放置車両確認事務委託の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日 時 平成19年3月22日(木)午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
放置車両確認事務委託 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形警察署の管轄区域内
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって

落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び政令第167条の4第2項各号に該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項に規定する山形県公安委員会の登録を受けた法人であること。
- (5) 道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けた者を3名以上確保できる法人であること。
- (6) 事務所等を山形市内に確保できる法人であること。
- (7) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいる者であること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形県松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課 電話番号023(626)0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(4)に係る登録(更新)通知書の写し並びに3の(5)に係る駐車監視員一覧表及び正社員又はこれに準ずる者であることを証明する書面(法定保険の加入状況を示した書面等)並びに3の(6)に係る登記事項証明書(以下「申請書等」という。)を平成19年3月9日(金)午後4時まで提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日まで当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第1項の規定により、コピー用紙A4調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室3
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称 コピー用紙A4
- (2) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 年間調達予定数量 5包(500枚/包)/箱 1600箱

- (4) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、別に発注する書面で指定する部署に発注数量を納入すること。この場合、SPD事務室において検収を受けること。
- (5) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 各部署
- (6) 入札方法 1箱当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されていること。(規則第125条第2項により県立中央病院長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めたことを含む)
- (5) 村山総合支庁の所管区域に本店又は営業所を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 医事経営課用度係 電話023(685)2623
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月19日(月)午前11時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第1項の規定により、ペーパータオル調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室3
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午前10時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称 ペーパータオル
- (2) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 年間調達予定数量 200枚/包 37,000包
- (4) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、別に発注する書面で指定する部署に発注数量を納入すること。この場合、SPD事務室において検収を受けること。

- (5) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 各部署
- (6) 入札方法 1包当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積もり金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。(規則第125条第2項により県立中央病院長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めたことを含む)
- (5) 村山総合支庁の所管区域に本店又は営業所を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 医事経営課用度係 電話023(685)2623
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月19日(月)午前11時まで4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第1項の規定により、トイレットペーパー調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室3
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午前11時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達する物品の名称 トイレットペーパー
- (2) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 年間調達予定数量 53,000巻
- (4) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において、別に発注する書面で指定する部署に発注数量を納入すること。この場合、SPD事務室において検収を受けること。
- (5) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 各部署
- (6) 入札方法 1巻当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の

5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積もり金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されていること。(規則第125条第2項により県立中央病院長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めたことを含む)
- (5) 村山総合支庁の所管区域に本店又は営業所を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 医事経営課用度係 電話023(685)2623

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月19日(月)午前11時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第1項の規定により、精白米の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 3階 会議室3
- (2) 日 時 平成19年3月23日(金) 午後1時30分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達する品目の規格と名称 10kg袋詰 平成18年産山形県内陸はえぬき1等米
- (2) 調達予定数量 20,000kg
- (3) 納入条件 納入日は発注書に示す使用日初日の2日前までとし、納入時間を14時から15時とする。
- (4) 契約期間及び納入方法 平成19年4月1日から平成19年10月31日までの間において、別に発注する書面で指定する発注数量を納入すること。この場合、栄養給食課内において検収を受けること。
- (5) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 栄養給食課内
- (6) 入札方法 10kg当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載

載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されていること。(規則第125条第2項により県立中央病院長が競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認めたことを含む)
- (5) 村山総合支庁の所管区域に本店又は営業所を有すること。
- (6) 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることが必要とされ、これを受けている者。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院 栄養給食課 電話023(685)2614

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。

### 8 その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年3月19日(月)午前11時まで4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立河北病院 急患受付補助・面会人案内業務及び院内巡回等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月2日

山形県立河北病院長 片 桐 忠

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院 2階会議室
- (2) 日 時 平成19年3月19日(月) 午後3時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立河北病院 急患受付補助・面会人案内業務及び院内巡回等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立河北病院内
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格



次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加者資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 公告の日から入札の日までの間に山形県病院事業局競争入札参加資格者指名停止要綱又は山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 過去3年以内に病床数200床以上の病院の医療事務関係業務(受付、カルテ取扱い等)を受託した実績を有すること。
  - (4) 山形県内に事業所を設置していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 山形県立河北病院医事経営課 電話番号0237(73)3131
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程(平成15年3月山形県病院事業管理規程第11号)第121条の規程による山形県財務規則(昭和39年3月県規則9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 落札決定に当っては、低入札価格調査制度(以下「調査」という。)を採用し、調査基準価格を下回る価格の入札者(以下「対象者」という。)については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。
  - (2) 対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。
  - (3) 対象者は、入札日から5日以内に履行確認等調査票を発注者に提出しなければならない。  
( 調査基準価格を下回った入札者全員に提出義務があります。 )
  - (4) 対象者は、入札価格の理由、内訳、労務の調達予定等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。
  - (5) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることが出来ない。  
対象者が調査に応じないとき又は履行確認等調査票を期限まで提出しないとき。  
対象者に契約の意思がないとき。  
対象者が入札金額の範囲内で適正な履行が確保できることを証明できないとき。  
その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(3)に係る事項を証明する書類(以下「証明書等」という)を平成19年3月14日(水)午後4時まで山形県立河北病院医事経営課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、山形県立河北病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

平成19年3月2日印刷  
平成19年3月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056